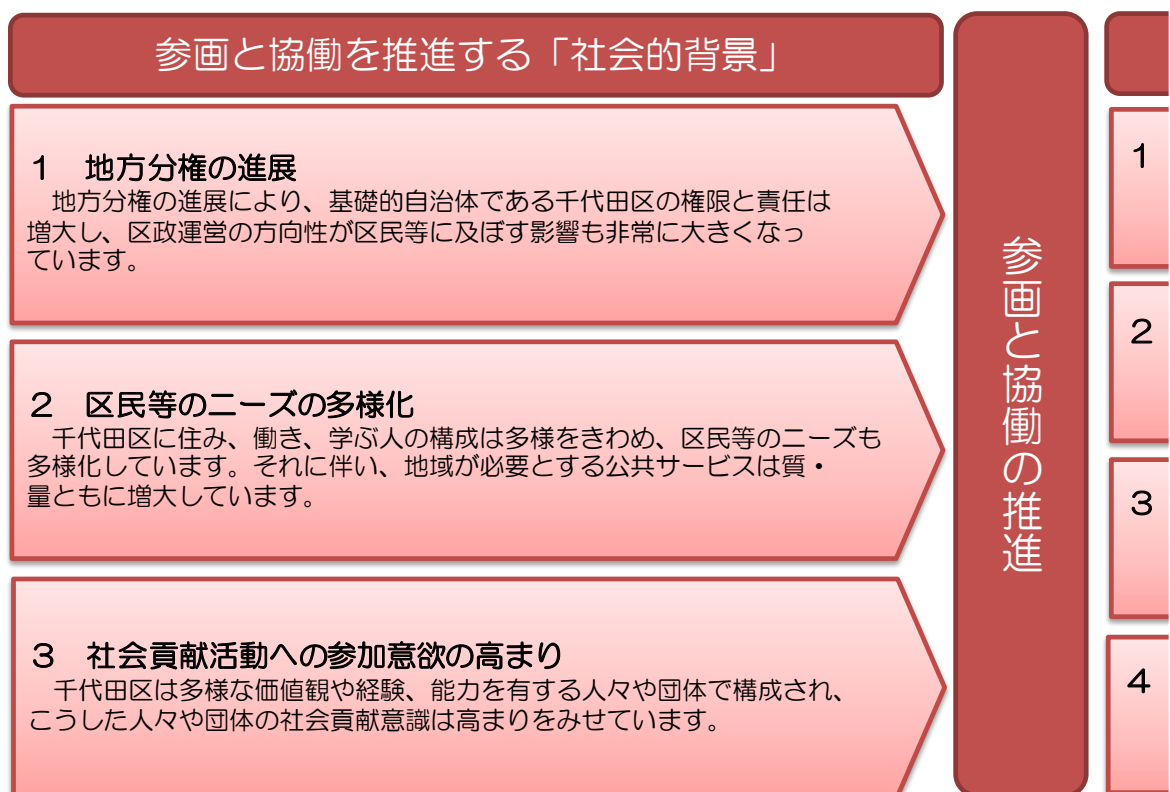


このガイドラインにおける参画と協働の定義

参画とは	区の各施策や各事業の企画・立案などに区民等が主体的に
協働とは	様々な活動主体と区、または活動主体同士が、相互の立場や特

参画と協働を推進する社会的背景と意義



各主体に期待される役割

- 1 区に期待される役割**
 - PDCAサイクルの各段階で、多様な手法により区民参画を促し、区民等から意見を受け付ける体
 - 地域で活動する様々な主体が、地域の課題解決に主体的に取り組めるよう、その自主性・自立性
 - 地域とのかかわりに消極的な人々が、地域とのつながりを持てるように、地域や活動団体と区民
 - 区民等が区政に対して積極的かつ具体的な意見・提案ができるよう、区の制度や取組、考え方な
- 2 区民等に期待される役割**
 - 区や活動団体の支援を受けながら、区政や地域の活動に積極的に関心を持ち、区に対して積極的に意見や提案を伝え、また自発的に地域活動等に参加・協力するよう努める。

参加し、意思形成にかかわることをいいます。

性を認め合い、共通の公共的な目的を実現するために協力し合うことをいいます。

参画と協働を推進する「意義」

自治意識の向上と自己実現機会の増加

区政への参画や、区との協働の機会が拡大していくことにより、区民等の意見を区に直接伝えることが可能となり、また、区とともに課題解決に向けた方策を考え行動を起こすことが可能となります。

地域力の向上

地域の様々な主体に活動や活躍の場を提供することにもつながり、参画・協働した人々のきずなを強めていくとともに、活動主体間のネットワークが広がっていくことが期待されます。

多様化する区民等のニーズへの効果的な対応

行政だけでは把握しきれない潜在的な地域のニーズや課題を発掘することにもなり、区民等が真に必要なとするサービスの創出や地域の課題解決につながっていきます。

公正で透明な区政運営の推進

区民等や活動団体に区政を身近に感じていただくことができるようになるとともに、区職員の人材育成や公正で透明な区政運営を進めることにもつながっていきます。

制・仕組みを整える。
を尊重しつつ、必要な側面的支援や環境整備を実施する。
を結びつけるための支援を行う。
ど区政にかかわる情報を積極的かつわかりやすく発信する。

3 活動団体に期待される役割

- それぞれの特性や強みを活かし、これまで以上に地域の活性化のための下支えにかかわっていく。
- 活動の内容や成果を区民等に発信し、理解されるよう努め、協働のすそ野を個人レベルにまで広げていく。

千代田区における参画のルール

区民等への影響が特に大きい5つの事例について、政策形成プロセスごとに用いるべき参画の手

事例	政策形成プロセスにおける参画手		
1 区民等にとって重要な方針等の策定または改定 ※権利を制限し、または義務を課す条例（公租公課に係るものや努力義務規定を除く）の制定または改正を行う場合にも適用	①世論の把握 ○広聴（区民の声、区政モニター、アンケート等）	②区民需要の明確化 △広聴（アンケート）	③方針等の具体的内容の検討 ○意見交換会・懇談会（審議会・協議会・検討会等を実施する場合を除く） 《条例による規制等の是非の検討》 ○審議会・協議会・検討会等（規制等の必要性が明らかなるものを除く）
2 基本計画の改定			③課題の抽出及び将来像の検討 ○無作為抽出による区民討議
3 分野別計画の策定・改定			③課題の抽出及び計画に掲載する施策等の具体的内容の検討 《策定》 ○ワークショップ（審議会・協議会・検討会等を実施する場合を除く） 《改定》 △ワークショップまたは審議会・協議会・検討会等（※1）
4 低未利用地の活用、施設整備（大規模改修を含む）、施設の廃止 ※「低未利用地の活用」とは、区が施設整備のために恒常的に活用する場合はいい、一時的に第三者に貸し付けるなど、暫定的な活用を行う場合は除く			③土地活用方針の策定（施設の大規模改修の場合は省略） ○意見公募 △意見交換会・懇談会 △住民説明会 ※△は施設の用途・規模等が具体的に示されている場合は実施
5 公園の整備（簡易的な維持・補修工事のみ行う場合を除く）及び利用制限			③個別公園整備の具体的内容の検討 ○意見交換会・懇談会

千代田区における協働の基本的姿勢

区や活動主体が、協働の効果を一層高め、相乗効果を発揮していくために理解しておくべき基本的な姿勢です。

- 1 目的の共有化**
協働事業の目的を区と活動主体双方が理解し、共有する。
- 2 対等の関係・相互理解**
相互の立場や特性を理解し、尊重し合いながら信頼関係を構築する。また、主体的に持てる力を出し合いながら協働を進める。
- 3 自主・自立性**
相互に自主性を尊重し、自らが分担する役割について責任を持って自律的に取り組む。
- 4 情報の公開**
積極的に情報公開し、説明責任を果たすとともに、日常的に多様な活動主体の協働機会の均等性を確保する。
- 5 評価**
協働する期間や達成目標を明確にし、一定の時期に客観的な評価・検証を行う。

区政情報の発信にかか

参画と協働の推進にあたりするために配慮する必要のある

- 1 客観性** 情報の正確さし、情報の信頼性を高める
- 2 透明性** 情報の恣意的にするとともに、積極的な
- 3 明確性** 「お役所言葉かりやすさを高め、簡潔に
- 4 適時性** 情報が常に最に、できる限り早い段階で
- 5 多様性** 個々の情報発手段を活用して効果的に発

法等をルール化しました。

法(①から順に展開) ○=必ず実施、△=状況に応じて実施		
④方針等の策定 ○意見公募 ○住民説明会(個人が対象とならない場合を除く)		
④改定方針の策定 ○意見公募	⑤計画に掲載する施策等の 具体的内容の検討 ○審議会・協議会・検討会等	⑥計画の策定 ○意見公募 ○住民説明会
④計画の策定 【策定】 ○意見公募・住民説明会 【改定】 ○意見公募 △意見交換会・懇談会(※2) △住民説明会(できるだけ実施)	※1 ④で意見交換会・懇談会を実施する場合は省略可 ※2 ③でワークショップを実施している場合は省略可	
④施設整備の構想・計画の策定 ○意見公募 △意見交換会・懇談会 △住民説明会 ※△は③で実施している場合は省略可	⑤基本設計・実施設計の実施	⑥施設運営方法等の確定 ○住民説明会
④個別公園整備の方針の策定 △住民説明会(③で幅広く意見を聴いた場合は省略可) 【利用制限を伴う場合】 ○意見公募	⑤基本設計・実施設計の実施	⑥公園の運営方法等の確定 ○住民説明会

わる基本原則

、区政情報を区民等へ効果的に発信する原則です。

はもとより、内容の客観性にも配慮。

な選択を避け、区民等に見えるよう情報提供等に努める。

」を排し、図表や注釈等によってポイントを絞って情報発信を行う。

新のものとなるよう努めるとも区民等に提供する。

信媒体の特性を活かしつつ、多様な信を行う。

参画と協働の推進に向けた今後の展開

1 庁内、区議会及び区民等との情報共有

区民等からの意見・提案を庁内で共有し、施策の立案等に有効活用するよう努めます。また、意見・提案は、区議会や区民とも広く共有するよう努めます。

2 区民等へのフィードバック

受け止めた意見・提案の取扱いや今後の対応を真摯に検討し、その結果をフィードバックするよう努めます。また、意見・提案が反映できない場合でも、説明責任を尽くすよう努めます。

3 参画と協働の進捗状況の把握と検証

基本計画改定等のタイミングに合わせ、運用状況や参画と協働の進捗状況に対する区民等の評価の把握に努め、必要に応じてガイドラインの見直しを行います。